

加古川市空家等連絡会議設置要綱

平成 23 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 加古川市空家等の適正管理に関する要綱第 3 条の規定による加古川市空家等連絡会議（以下「会議」という。）の設置及び適正な運用に関することを定める。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次の各号に関し協議を行うものとする。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）
第 2 条第 2 項の規定による特定空家等の認定に関すること
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成に関すること
- (3) 法第 13 条第 2 項に規定する管理不全空家等に対する措置に関すること
- (4) 法第 22 条に規定する特定空家等に対する措置に関すること
- (5) 加古川市空家等の適正管理に関する条例（平成 29 年条例第 4 号。以下「条例」という。）
第 10 条第 1 項に規定する軽微な措置に関すること
- (6) 条例第 11 条第 1 項に規定する安全措置に関すること
- (7) 加古川市空家等の適正管理に関する要綱による管理不全な状態の空家等又は放置空家等の判定及び指導方針の決定に関すること
- (8) その他市長が特に必要と認めるもの

(組織)

第 3 条 会議は、別表に定める関係部署等に属する職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 会議に議長を置き、住宅政策課長が務める。

3 議長は、会務を総理する。

(会議)

第 4 条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 議長は、特に必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、住宅政策課において処理をする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他会議に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

関係部署等	防 災 対 策 課
	資 産 税 課
	環 境 保 全 課
	土 木 総 務 課
	建 築 指 導 課
	住 宅 政 策 課
	消防本部 予防課